

声明

原子力規制委の元・審査担当者が安全審査の合理性を裁判で否定！
歴史的証言を追い風に、大飯原発差止訴訟に控訴審でも勝利しよう！

2017年4月28日

福井から原発を止める裁判の会

さる4月24日、名古屋高裁金沢支部で行われた大飯原発3・4号機差止訴訟の控訴審において、まさに当該原発の基準地震動の審査を行った当時の責任者、島崎邦彦氏（東京大学名誉教授、元原子力規制委員会委員長代理）が証言台に立たれた。島崎氏がどのような証言をするのかについては注目が集まっていたが、氏は宣誓を終えると、証言の冒頭で「大飯原発の基準地震動は過小評価である」と断言し、現行の原発の基準地震動の策定には大変な欠陥があり、大飯原発の安全審査には合理性はない、とはっきりと証言された。

これは驚くべき証言である。

当該原発の安全審査をわずか数年前に担当した当の専門家が、最新の研究成果と科学者としての良心に基づいて、自らが行った審査の科学的合理性を裁判の場で完全に否定したのである。これは大飯原発だけにとどまらず、島崎氏の知見によれば、西日本をはじめとした全国の原発の安全審査の当否にも影響を及ぼすことになる大変な証言である。

私たちは名古屋高裁金沢支部が、この歴史的な証言の重みを真摯に受け止め、引き続き控訴審における徹底した審理と島崎証言の公正な検証を行うよう求めるものである。

ところが被告関西電力は、この歴史的な証言の当日に、「大飯原発の再稼働は10月を予定」と発表し、翌日には岩根社長が福井県庁を訪れ、西川知事にきたる5・6月の高浜原発3・4号機再稼働の方針を伝えた。このような挑発的な姿勢は断じて許せるものではない。

福島第一原発事故という未曾有の過酷事故を体験し、未だ多くの人々が避難と苦難を強いられているという現状において、事実と真実の検証をないがしろにし、ひたすら「再稼働ありき」の経営方針にしたがって暴走を続ける関西電力の横暴を許してはならない。

私たちはこの歴史的な島崎証言を追い風に、大飯原発差止訴訟に控訴審でも勝利し、この福井の地からすべての原発を止めるための闘いに、これからも全力を注いでいく決意である。